

別表十二（一）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人が、措置法第55条（海外投資等損失準備金）、平成11年改正前の措置法（以下「平成11年旧措置法」といいます。）第55条（海外投資等損失準備金）若しくは平成10年改正前の措置法第55条（海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の43（海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合には、措置法規則第21条又は第22条の45（海外投資等損失準備金に係る認定等）に規定する書類の添付が必要とされますので、御注意ください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「特定法人株式等の保有割合の計算」の各欄は、その特定法人の株式等が平成11年旧措置法第55条第1項の表の第1号から第4号までに掲げる株式等である場合に、次により記載します。

(1) 「共同して投資する内国法人等が有する旧特定海外事業法人等の株式の数又は出資の金額7」には、平成11年旧措置法第55条第1項の表の第1号又は第3号に掲げる特定海外事業法人又は特定海外経済協力事業法人に対して他の内国法人との間に締結した契約に基づき共同して投資をした場合に、その共同投資者である他の内国法人の有する当期末の特定海外事業法人又は特定海外経済協力事業法人の株式の数又は出資の金額を記載します。

なお、この場合には、その契約書の写し等の添付が必要とされますので、御注意ください。

(2) 「保有割合 $\frac{(6)又は(6)+(7)}{(5)}$ 8」の分子は、その特定株式等が平成11年旧措置法第55条第1項の表の第1号又は第3号に掲げる特定海外事業法人又は特定海外経済協力事業法人に係るものである場合には「(6)又は」を消し、平成11年旧措置法第55条第1項の表の第2号又は第4号に掲げる特定投資法人又は特定海外経済協力投資法人に係るものである場合には「又は(6)+(7)」を消します。

3 「(10)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額11」は、法人が措置法第55条第2項第5号に規定する特殊投資法人である場合には、措置法令第32条の2第26項又は第27項（特殊投資法人の取得価額の特例）の規定により計算した金額又は同令第39条の72第18項及び第19項（特殊投資法人の取得価額の特例）の規定により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

4 「同上の $\frac{30又は100}{100}$ 相当額12」は、特定法人の区分に応じた次表に掲げる割合を乗じた金額を記載します。

特定法人の区分	割合
資源開発事業法人 資源開発投資法人	$\frac{30}{100}$
資源探鉱事業法人 資源探鉱投資法人	$\frac{100}{100}$

5 「期首海外投資等損失準備金の金額16」には、当期首現在の税務計算上の海外投資等損失準備金の金額を記載します。

6 「益金算入額の計算」の各欄は、海外投資等損失準備金について当期において益金算入を行う場合のほか、翌期以降の益金算入額の計算のため各事業年度の積立額等を明らかにする必要がありますから、当期において益金算入額がない場合にも特定法人ごとに記載してください。この場合、これらの益金算入額等についてこの表に記載しきれないときは、その明細をこの表の様式により別紙に記載して添付してください。

7 「当期益金算入額」の「5年経過後5年間均等益金算入による場合 $(27) \times \frac{29}{60}$ 」には、「積立事業年度終了の日の翌日から5年を経過したもの」の各事業年度だけについて、積立事業年度ごとに計算して記載します。

この場合、「 $(27) \times \frac{29}{60}$ 」の分子には、当期の月数を記載します。